

運転者職場環境良好度認証制度
“働きやすい職場認証制度”

2023年度申請案内書の骨子 「三つ星」新規



一般財団法人 日本海事協会

■「三つ星」認証について

「二つ星」を取得しており、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められる事業者が取得できる認証段階です。

■審査に関し、「二つ星」認証との違い

- ◇ 申請した全事業者を対象に事前の対面審査（実施時期：10月～12月）を実施します。
- ◇ 従来の参考項目を「選択必須項目」として加え項目数を増加するとともに、基準点が上がります。
- ◇ 記述方式の提出書類を追加し、「働きやすい職場実現」のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制などを記述いただき、改善に向けたPDCA体制を評価します。

申請受付期間

9月19日（火）から10月16日（月）まで

- 一つ星： **全事業者**に取得していただきたい認証段階
- 二つ星： **「一つ星」を取得した事業者**に目指していただきたい認証段階
- 三つ星： **「二つ星」を取得し、更に高みを旨とする事業者**に取得していただきたい認証段階

| | 一つ星 | 二つ星 | 三つ星 |
|---------------------|--|---|---|
| 取得できる事業者 | 法令を順守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者 | 法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者 | 法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者 |
| 評価の対象分野 | 以下の 5分野 を評価対象とします。 A:法令順守等 B:労働時間・休日 C:心身の健康 D:安心・安定 E:多様な人材の確保・育成 | 左記の5分野に、 「F:自主性・先進性等」を加えた6分野 を評価対象とします。 | 左記6分野について従来の参考項目を加えて 項目数を増加 します。 加えて、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などを記述いただき、 改善に向けたPDCA が適切に回っていることを評価します。 |
| 合格基準点の考え方 | 必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね3割程度 としています。 | 必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね6割程度 としています。 | 必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね7割程度 とします。 |
| 対面審査（巡回チェック） | 認証後 に、 認証事業者から 抽出して実施 します（巡回チェック）。 | 左記と同様ですが、 「一つ星」よりも高い抽出率で実施 します（巡回チェック）。 | 認証前 に、 申請した全事業者に実施 します（対面審査）。 |

2023年度スケジュール

■「三つ星」新規申請受付期間

2023年9月19日(火)～2023年10月16日(月)

■ホームページ上での認証事業者公表

2023年3月下旬以降順次公表

■登録証書の有効期間

登録証書発行日

(2024年2月以降)～2026年3月31日

申請案内書

後日、ホームページで公開予定

<https://www.untenshashokuba.jp>

申請から認証取得（登録証書発行）までの流れ



- 評価の対象分野は「二つ星」と同様、A 法令順守等、B 労働時間・休日、C 心身の健康、D 安心・安定、E 多様な人材の確保・育成、F 自主性・先進性等 の6分野
- 「認証項目」は、合否を判断するための項目。
(トラック・バス；26項目、タクシー；28項目) 全ての項目を満たす必要がある。
- 「選択必須項目」以外は、満たすことが必要となる「必須項目」。
- 複数の小項目がある項目は「選択必須項目」とし、達成できている小項目の合計点が基準点を満たす必要がある。
なお、「三つ星」では、「一つ星」「二つ星」で参考項目*であった項目（対策分野B；10項目、対策分野C；1項目、対策分野E；4項目）を「選択必須項目」として追加。
*合否に関係しないが更なる取り組みを促すため実施する項目
- 「三つ星」では認証項目に加え、「働きやすい職場実現」のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制などを記載する「自由記述」を追加。

複数の小項目（選択必須項目）がある項目の基準点 ClassNK

複数の小項目がある項目（選択必須項目）については、達成できている小項目の合計点が基準点数を満たしていれば充足。

| 対策分野 | 通し番号 | 配点 | 「一つ星」 基準点数 | 「二つ星」 基準点数 | 「三つ星」 基準点数 |
|-------------------|------|--|---------------|---|---|
| B：労働時間・休日 | 11 | 一・二つ星 26点 三つ星 76点 | 6点以上 | 14点以上 | 54点以上 |
| C：心身の健康 | 16 | 一・二つ星 12点 三つ星 14点 | 6点以上 | 8点以上 | 10点以上 |
| D：安心・安定 | 19 | 12点 | 4点以上 | 8点以上 | 10点以上 |
| E：多様な人材の 確保・育成 | 27 | 一・二つ星 16点 三つ星 トラック 26点 バス 24点 タクシー 22点 | 6点以上 | 10点以上 | トラック 18点以上 バス 16点以上 タクシー 14点以上 |
| F：自主性・先進性等 | 28 | トラック 10点 貸切バス 8点 乗合バス 6点 タクシー 6点 | (なし) | トラック 6点以上 貸切バス 5点以上※ 乗合バス 4点以上 タクシー 4点以上 | トラック 6点以上 貸切バス 5点以上※ 乗合バス 4点以上 タクシー 4点以上 |

※貸切・乗合兼業の場合は貸切バスの基準点を適用します。

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | |
|----------|---|-------------------|-------------------|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 |
| 11 | <p>認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反がない。</p> <p>⑭ ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守（運送1回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。（時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）</p> | 2点 | — |
| | <p>⑮ 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間960時間以内）までに制限している。</p> <p>※法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p> | 2点 | — |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | | |
|----------|---|-----------------------------|-------------------|----|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 | |
| 11 | ⑯ 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合： 2点 (全営業所年間960時間以内) + 2点 (全営業所年間840時間以内) + 1点 (一部営業所年間720時間以内) = 5点 | 年間 960時間以内 | 2点 | 1点 |
| | | 年間 840時間以内 | 2点 | 1点 |
| | | 年間 720時間以内 | 2点 | 1点 |
| | | 単月 100時間未満 | 2点 | 1点 |
| | | 2~6カ月の 平均がいずれも 80時間以内 | 2点 | 1点 |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | | |
|----------|---|--------------------------------|-------------------|----|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 | |
| 11 ⑰ | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合： 2点 (全営業所9時間以上) +2点 (全営業所10時間以上) +1点 (一部営業所11時間以上) +1点 (一部営業所12時間以上) =6点 | 9時間以上 (隔日勤務の場合 は21時間以上) | 2点 | 1点 |
| | | 10時間以上 (隔日勤務の場合 は22時間以上) | 2点 | 1点 |
| | | 11時間以上 (隔日勤務の場合 は23時間以上) | 2点 | 1点 |
| | | 12時間以上 (隔日勤務の場合 は24時間以上) | 2点 | 1点 |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | | |
|----------|---|-------------------|---------------------------------------|----|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 | |
| 11 | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合： 2点 (全営業所12日以内) +2点 (全営業所11日以内) +2点 (全営業所10日以内) +1点 (一部営業所9日以内) +1点 (一部営業所8日以内) =8点 | 12日以内 | 2点 | 1点 |
| | | 11日以内 | 2点 | 1点 |
| | | 10日以内 | 2点 | 1点 |
| | | 9日以内 | 2点 | 1点 |
| | | 8日以内 | 2点 | 1点 |
| | | ⑮ | 運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間960時間）以内である。 | 2点 |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | | |
|----------|---|---------------------|-------------------|---|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 | |
| 11 | 運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合： 2点 (全営業所年間960時間以内) + 2点 (全営業所年間840時間以内) + 2点 (全営業所年間720時間以内) = 6点 | 年間960時間以内 | 2点 | - |
| | | 年間840時間以内 | 2点 | - |
| | | 年間720時間以内 | 2点 | - |
| | | 単月100時間未満 | 2点 | - |
| | | 2～6カ月の平均がいずれも80時間以内 | 2点 | - |
| ⑳ | 運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)である。 | 2点 | 1点 | |
| ㉑ | 運転者の連続勤務の実績は12日以内である。 | 2点 | 1点 | |
| ㉒ | 運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。 | 2点 | - | |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | |
|----------|--|-------------------|-------------------|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 |
| 16 | <p>⑦ 認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷（※注）を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない。</p> <p>※注：重傷とは次の傷害とする</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害 （自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号） 第二条第三号と同じ基準） | 2点 | - |

| 通し 番号 | 認証項目 | 判定対象 及び点数 | | |
|----------|---|---|-------------------|---|
| | | 営業所 の全て が該当 | 営業所 の一部 が該当 | |
| 27 | ⑨ 認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が一定割合未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成29年) : 12.4% 産業計の離職率(平成29年) : 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」 注: 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれかの過去3年間の実績で判定する。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合: 2点(全営業所30%未満) + 2点(全営業所10%未満) = 4点 | 平均 30%未満 | 2点 | - |
| | | 平均 10%未満 | 2点 | - |
| | ⑩ | 長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点から取引先等に協力を求める基準を設定している。 | 2点 | - |
| | ⑪ | 【トラックのみ】 標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。 | 2点 | - |
| ⑫ | 【トラック・バスのみ】 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。 | 2点 | | |

申請書類に必要な書類について

- 「申請書類」と「保管書類」に分類。
- 重要な基本書類のみを「提出書類」として提出を求める。
その他の書類は「保管書類」として事業所において行う対面審査において確認。

申請書類 ※申請書類 (1) ~ (4) は「二つ星」申請と同様です。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 審査申込書 | (4) 以下の書類の写し（認証項目で規定されている「提出書類」） |
| (2) 本社・営業所一覧 | (5) 働きやすい職場づくりのための「自由記述書」 |
| (3) 自認書 | |

- ① 就業規則（10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要）
- ② 36協定
- ③ 労働条件通知書
- ④ 安全衛生委員会等関連書類
- ⑤ 労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）
（50人以上の事業所のみ対象）
- ⑥ 事業改善報告書等（行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象）

「自由記述書」の記載項目と内容

| 項目 | | 記載する内容 | | | | |
|--|-------------------------------------|---|---------------|-----------|----------------------|---------------------|
| 1.働きやすい職場実施のための方針 | | P D C Aを回すためのモチベーションとなるもので、実現したい職場の状態を設定 (例；○○となる職場を実現する。) | | | | |
| 2.選択テーマと 取組内容 ※ (6)～(8) については、初回 申請時には記入 不要とし、2年後 の更新時の審査 項目とする | (1)選択テーマ | 認証項目の対策分野（B～F）から一つを選択 | | | | |
| | (2)現状 (課題の認識) | 「1.働きやすい職場実施のための方針」に記載した方針を実現するために、 課題となっている事項を記載 (例；○○ができていない。○○が必要。) | | | | |
| | (3)目標 (具体的な数値目標 を記載) | PDCAを回すためには進捗を可視化できる数値目標を定める必要があるため、 進捗確認をするための適切な数値を選択し、目標値を記載 (例；○○を○○（数値）とする。) | | | | |
| | (4)数値目標の期限 (年度毎を基本とする) | 現在値 | 2023年度目標値 | 2024年度目標値 | 最終目標値 | レビューする者 |
| | | 数値目標の 現在値を記載 | 年度末の目標値を設定し記載 | | 最終的な目標値及 び達成時期を設定 | 目標をレビューする 責任者を記載 |
| | (5)行動計画 | 設定した数値目標を達成するために必要な具体的な行動計画を策定し記載 (例；○○を導入・実施。○○を策定。○○を交渉・協議。○○を支援。) | | | | |
| | (6)取組結果 | 1年間の取組内容を振り返り、実施した行動と目標の達成度合い（具体的な数値）を記載 | | | | |
| | (7)効果検証結果 | 目標達成に向け順調に推移しているか、当初立てている行動計画の中で実行が 滞っていたり障壁が出ているものはないか検証し、結果を記載 | | | | |
| (8)改善策 | 効果検証結果に基づき、効果が出ていない場合、行動計画の見直し内容を記載 | | | | | |
| 3. P D C A サイクルを 実現するた めの体制整備 | (1)体制 | 行動計画に定めた内容に基づき、責任者・実行者を記載 (例；○○の策定/実施；○○課長、○○の分析/検討；○○所長、..) | | | | |
| | (2)使用するデータ | 数値目標確認のために使用するデータを記載 (例；○○管理表、○○記録、○○結果、○○実施数) | | | | |

| | | |
|--------|---|--|
| 電子申請 | <電子申請①> 全て電子で提出 | 本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。 「提出書類」については、PDF形式で申請システムにアップロードする。 |
| | <電子申請②> 提出書類のみ 郵送で提出 | 本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。 「提出書類」は本会へ郵送する。 |
| 紙による申請 | 全て郵送で提出 | 申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入。 申請書類と「提出書類」を本会へ郵送する。 |

審査料・登録料 (注)下記金額に消費税は含まれない

| | | 二つ星申請 (参考) | | 三つ星申請(※1) | |
|----|-----------------------|-------------------------|---------|--|----------|
| | | 紙申請 一部電子申請 | 電子申請 | 紙申請 一部電子申請 | 電子申請 |
| 1) | 審査料 | 50,000円 | 30,000円 | 147,000円 | 127,000円 |
| | +複数の営業所を 申請対象とする場合 | +3,000円×営業所数 (本社除く) | | ①+②の合計 ①: +3,000円×申請対象営業所数 (本社除く) ②: +84,000円×2カ所目以降の対面審査対象営業所(※2) | |
| 2) | 登録料 | 60,000円 | | | |
| | +複数の営業所を 申請対象とする場合 | +5,000円×申請対象営業所数 (本社除く) | | | |

※1 対面審査員2名分の旅費実費を別途登録料と併せて請求致します。ただし、審査員1名往復につき30,000円を上限とします。

※2 申請対象営業所数によって、下表の数の対面審査対象営業所を審査対象とします。また、具体的な審査対象営業所は弊会で指定します。

| 申請対象営業所数 | 1-6 | 7-17 | 18-34 | 35-56 | 57-84 | 85-117 | 118以上 |
|------------|-----|------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 対面審査対象営業所数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 別途設定 |

- ・法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者として、他社との差別化を図り、求職者にPRすることができます。
- ・国土交通省により以下のインセンティブが公表されています。今後、更に追加予定です。

「働きやすい職場認証制度」 認証取得によるインセンティブ

令和5年4月時点

現在実施しているインセンティブ

1. ハローワーク（厚生労働省）

- 求人票へ認証マークを表示し、働きやすい職場であることを求職者へ見える化
- ハローワークインターネットサービスにおいて、「働きやすい職場認証制度」と検索することによる認証事業者の求人検索
- 認証事業所が取り組んでいる働き方改革の取組等を求職者にわかりやすく発信するための求人票作成支援 等

2. 求人サイト等（認定推進機関*）

求人サイト

- 求人サイト上で本認証取得事業者の特集ページを掲載
- 本認証取得事業者に絞った検索への対応
- 特別価格による求人掲載

損害保険

- 労災上乗せ保険の保険料の割引

設備改修工事

- 水廻り関連改修や設備改修工事の料金割引 等

*：働きやすい職場認証制度の周知広報、助言指導その他の必要な業務を実施する機関。認証実施団体の日本海事協会が国土交通省と協議の上、認定。

今後実施予定のインセンティブ

3. 監査（国土交通省）

- 「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち対面による審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定を整備

(参考) 令和4年度までの認証事業者を対象としたインセンティブ

4. 令和4年度2次補正の補助金（国土交通省）

バス・タクシー関係

- 二種免許取得支援
予算の範囲内で本認証制度取得事業者を優遇

トラック関係

- テールゲートリフター導入支援
申請件数が予算額を超えて抽選を実施する場合、本認証制度取得事業者等を優遇
- 予約受付システム等支援及び大型等免許取得支援
本認証制度取得事業者等が申請対象（予定）

※今後、更に追加予定

本認証制度実施に関わるホームページを開設し、
制度の概要、認証プロセス、認証項目・基準について紹介しています。

ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ、
個別に回答いたします。

一般的なご質問については、公式ホームページの
「よくあるご質問（FAQ）」に掲載しています。

<https://www.untenshashokuba.jp>

担当：一般財団法人日本海事協会 交通物流部

